

概要版



共にささえ つながり 成長する

笑顔あふれ こども・若者が未来を創る力を育むまち たじり



令和7(2025)年3月

田 尻 町

こども計画について

(1) 計画策定の趣旨

「田尻町こども計画」（以下「本計画」という。）は、これまでの各施策の進捗状況等を検証しながらも、「こども基本法」に示されている趣旨や国の「こども大綱」、府の動向等を鑑み、「こどもまんなか社会」の実現に向け、すべてのこどもの権利が守られ、健やかに成長し自立できるよう、社会全体で総合的にこども・子育て家庭を支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

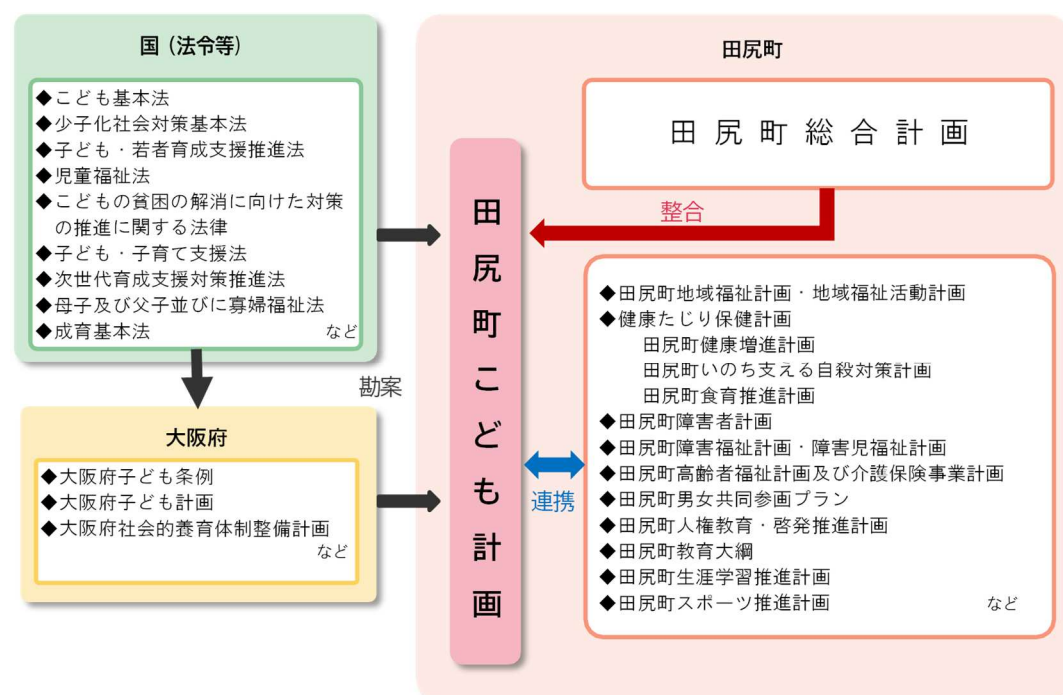
計画策定にあたっては、「こども基本法」に定められている基本理念を踏まえ、こども本人から意見を聴取するとともに、「こども・若者の権利に擁護と尊重」「こどもの居場所づくり」「若者が望む暮らしの実現に向けた支援」等を新たな施策として追加しました。また、施策全般をこども目線で捉え直し、こどもの成長をみんなで応援し、こどもの未来が輝くまちをめざし、施策を展開していきます。

(2) 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づき策定する市町村こども計画であり、国のこども大綱及び大阪府子ども計画を勘案して本町におけるこども施策について定めるものです。

こども施策は、教育・保育など子育て支援事業を充実するだけでなく、地域で暮らすこども、こどもを育む家庭を、総合的に応援する地域づくりを進めようとするものです。

■計画の位置づけ



(3) 計画の期間

本計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とします。
計画の進捗状況については、定期的に評価・点検を行い、必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

■計画期間

令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
第2期田尻町子ども・子育て支援事業計画					田尻町こども計画				
田尻町母子保健計画									



基本的な考え方

1 基本理念

こどもは次代を担うかけがえのない存在であり、その健全な育成は、こどものいる家庭のみならず、すべての町民にとっての喜びでもあります。誰もが安心してこどもを育てることができ、こどもがいきいきと健やかに育つ環境をつくることは、本町にとって非常に大きな目標です。子育てについて第一義的な責任を有する保護者が、安心してこどもを育てられるように、地域や学校、事業者、行政などが一体となってこども施策に取り組み、こどもたちの笑顔をみんなで喜びあえるような社会にしていけることが大切です。

同時に現代社会は、急速な変化を迎え、こどもたちが生きていく未来は、私たちが経験したことのない社会である可能性があります。そのような社会において、こどもたちが自ら考え、行動し、変化に対応できる力を身につけることが求められます。地域の人々と関わり、共に学びあい、成長していくことが重要です。

本計画においては、第1期、第2期の子ども・子育て支援事業計画において取り組んできた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業、その他様々なこども施策を継承、充実させながら、すべてのこどもがふれあいと心豊かなこども時代を過ごし、その先、地域とともにいきいきと健やかに育ち、学び、成長し、未来を創造できるようなまちをめざします。

共にささえ つながり 成長する

笑顔あふれ こども・若者が未来を創る力を育むまち たじり

2 基本的な視点

(1) こどもをまんやかに、こどもの最善の利益を第一に考える

こどもを多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障して、意見を表明し、社会に参画できるようにします。また、すべてのこどもが個性豊かに今を生き、未来に向けての生きる力を伸ばし続けることができるよう、ライフステージに応じて切れ目なく支援します。

(2) 誰一人取り残さず、すべての子育て家庭を支援する

子育てと仕事の両立支援のみならず、家庭でこどもを育てる保護者も含め、すべての子育て当事者が、幸せな状態で、こどもと向き合うことができるように支援します。

(3) 社会全体でこどもの育ちを支え、若者の活躍を支援する

未来を担う人材を育み、社会経済の持続可能性を高め、すべての人の社会的価値の創造や幸福に向けて、行政だけでなく、家庭、地域、教育、福祉関係機関、企業などが、協力・連携し、わがまち田尻の強みも生かして、社会全体でこども、若者、子育て当事者を支えます。



基本目標と施策の展開

基本目標1 すべてのこどもが心身ともに健やかに育つまち

安心して、妊娠・出産できるよう正しい知識の普及や相談窓口の周知を図り、出産後からは母子ともに健やかに育まれるよう、各種健康診査や保健事業の充実を図ります。また、すべてのこどもが心身ともに健やかに成長するための土台となる食育や体力づくりについて各関係機関で啓発や実践機会の充実を図ります。

「たじりー貫教育」の推進に取り組み、0歳から15歳までのこどもたちの成長を切れ目なくつなげ、育ち合い、学び合い、郷土への理解と愛着の醸成によるグローバルな人材育成に取り組みます。

基本目標1

すべてのこどもが
心身ともに健やかに
育つまち

(1)母子保健事業の推進	妊婦の健康づくりの推進 乳幼児健康診査の充実 乳幼児の健康づくり、発育に関する情報提供・相談支援の充実 予防接種の実施 妊娠期から乳幼児期における食育の推進 事故防止対策に関する情報提供の充実 小児医療の充実 未熟児の養育医療費の給付 妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実
(2)思春期保健対策の充実	思春期保健に関する学習の充実 心の悩みに対する相談支援体制の充実
(3)生きる力を育む教育の推進	たじりー貫教育の推進 コミュニティスクールの実現 地域学校協働活動の推進 学ぶ楽しさを実感できる授業の一層の推進 英語教育の推進 人権教育の推進 情報教育の推進 中学生を対象とした職業体験の推進 子ども読書活動の推進 幼児期における教育の充実 食育の推進
(4)障害のあるこどもの支援	障害の早期発見、早期療育 相談支援の充実 障害福祉サービスの充実 医療的ケアを必要とする児童への支援の充実 特別支援教育の充実 各種手当・給付金・助成の充実
(5)いじめ、不登校、自殺対策の推進	いじめ対策の推進 不登校対策の推進 各種こども相談事業の充実 教育相談体制の充実 いのち支える取り組みの推進 ヤングケアラーへの支援

基本目標2 安心とゆとりを持って こどもを生み育てることができるまち

働き方やライフスタイルが多様化するなかで、子育て家庭のニーズに沿った教育・保育の提供、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

こどもの育ちを地域で見守り、支える活動を支援する一方、困難を抱えるこどもや家庭の早期発見と適切な支援を図ります。

基本目標2

安心とゆとりを持ってこどもを生み育てることができるまち

(1)仕事と家庭生活との両立支援、少子化対策の推進	仕事と家庭生活との両立支援 結婚を望む人への支援の検討 こどもを持ちたいと望む人への支援 町外の子育て世代に向けた情報発信 不妊治療、不育症治療を行う人への支援体制の充実
(2)子育て支援体制づくり	子育て支援に関する情報提供体制の充実 地域における乳幼児の居場所と仲間づくりの支援 こども家庭センターの設置 地域子育て支援センターの充実 子育てについての学習機会の提供
(3)子育て支援・保育サービスの充実	教育・保育事業の充実 保育内容の充実 幼保連携型認定こども園における一元化保育の推進 開かれた認定こども園づくりの推進 一時預かり事業の充実 こども誰でも通園制度の実施 なかよし学級の充実 ファミリー・サポート・センター事業の実施 手当・助成の充実
(4)児童虐待の防止	児童虐待防止に関する啓発と学習機会の充実 相談支援の充実 児童虐待防止など要保護児童対策の推進
(5)生活困窮、ひとり親などのこどもや家庭への支援	教育に関する支援の充実 課題を有するこどもの早期発見・支援の仕組みづくり 生活の安定に資するための支援の充実 各種手当・助成の充実

基本目標3 地域をあげて こども・若者と子育て家庭を支えるまち

こどもの権利について、すべての大人に対して広く周知を行い、社会全体でこどもの権利を保障し、こども・若者が安心して意見を表明できる場や機会を提供し、意見を反映する仕組みを整えます。

安心して過ごせる居場所の確保や多様な体験活動の提供など、こども・若者が健やかに成長できるよう支援するとともに、学校・家庭・地域の連携を推進し、教育コミュニティづくりや家庭の教育力の向上に努めます。

こどもや子育て中の家庭が安心して外出や活動ができるように、道路・公園等の生活環境の整備・改善に努めます。また、こどもを交通事故や犯罪等の被害から守るための活動を進めます。

基本目標3

地域をあげてこども・若者と子育て家庭を支えるまち

(1) こどもの権利の擁護と尊重	こども・若者の権利の擁護 こども・若者の意見の尊重や参画の促進 ライフステージに応じた切れ目ない支援
(2) 居場所づくりや体験・交流の場の充実	身近な遊び場・交流の場の整備・充実 こどもの居場所づくりの推進 講座・公演の実施 放課後子ども教室推進事業の充実 世代間交流の機会づくりの充実
(3) 若者が望む暮らしの実現に向けた支援	心身の健康向上 若者のライフデザインに対する支援
(4) こども・若者を取り巻く安全の確保	こどもを取り巻く有害環境対策の推進 薬物乱用防止対策の推進 交通安全対策の推進 こどもを見守る活動の推進 学校等におけるこどもの安全確保対策の充実 通学路の安全対策の推進 公園整備の推進

計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、人権・男女共同参画、交通・環境など、様々な施策分野にわたります。このため、こども施策に関わる関係機関の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画で示した施策を展開するためには、家庭をはじめ、こどもの育成や子育て支援に関して主体的な取り組みを行う住民団体・グループ、地域、学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、専門職、ボランティア、企業・事業者など多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。このため、計画の着実な推進に向けて、これらの個人、団体などと相互に連携を図ります。

2 計画の進捗管理

本計画に基づく各施策の実施状況については定期的に進捗状況を把握、評価、検証し、その結果を踏まえて施策の充実・見直しについて検討を行うなど、計画の総合的かつ円滑な推進に努めます。

なお、本計画に掲げた施策、事業の目標等は、国における今後の施策動向、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の動向などを踏まえて、適宜見直しを行うものとします。

【評価指標】（数値）

指標	現状値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)	備考
朝食を欠食する子どもの割合	11.9%	10%	小4、小6、中2、高校生
食育に関心を持っている人の割合	56%	75%	小6、中2、高校生
虫歯のない幼児の割合	89.5%	95%	3歳
産後1か月でのEPSDS 9点以上の褥婦の割合	4.7%	3.5%	
乳幼児期に体罰や暴言等による子育てをしている親の割合	16.3%	減少傾向へ	0歳、1歳、3歳
子ども・子育て支援拠点利用者数及び相談対応件数	12,163人 311件	14,000人 360件	
子ども、若者からの相談件数	1件	12件	
子ども、若者と地域や世代間交流の実施状況	3事業	6事業	

【評価指標】（ニーズ調査）

指標		現状値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)	備考
小学校入学前の児童、小学生、中学生の各保護者	子育て環境や支援に対する満足度	60.3%	63.0%	
	子育ては地域の人に支えられていると感じている割合	51.6%	53%	
小学4年生、小学6年生、中学2年生、高校生年代の子ども	不安や悩み、困ったときに話せる人や場所がなかった割合	2.5%	1.3%	
	地域の行事（お祭りなど）へ参加した割合	64.8%	67%	
	将来も田尻町に住み続けたいと思う割合	42.8%	55%	
	体育の授業以外で、1日30分以上の運動をする割合	13.3%	35%	
	赤ちゃんや小さいこどもの世話をしたことがある児童・生徒の割合	46.2%	60.0%	高校生





田尻町こども計画 概要版

令和7(2025)年3月

《編集・発行》

田尻町 民生部 子育て・地域福祉課

〒598-0091 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺883番地1

電話(072)466-5013

FAX(072)466-8841

E-mail:kofuku@town.tajiri.osaka.jp

ホームページ:http://www.town.tajiri.osaka.jp/



TAJIRI TOWN
Plan for Children, Young People
and Their Families